

「富山市火災予防条例」の一部改正骨子（案）について

1 改正の背景及び趣旨

平成25年8月15日に京都府福知山市の花火大会において、多数の死傷者を出す火災が発生しました。このことを踏まえ、同様の事故を未然に防止するため、消防法施行令に定める火災予防条例の制定基準が一部改正され、多数の者が集合する催しに際して火気器具等を使用する場合に、消火器の準備を義務付ける基準が追加されました。また、国から示される火災予防条例（例）についても一部改正され、火気器具等を使用する者への消火準備の規定と併せ、大規模な催しを主催する者へ、防火担当者の選任や火災予防上必要な業務計画の作成等を義務付ける規定が整備されました。

祭礼や縁日、花火大会等の催しのうち大規模なものは、会場に多数の人が集合し混雑が生じるため、火災発生時の消火や避難が困難となり、さらに多数の火気器具等を使用する催しにおいては、火災発生の危険性が高まり大きな被害を招くおそれがあります。

富山市では、市民の皆様の安全、安心のため、国から示された火災予防条例（例）に基づき富山市火災予防条例を一部改正し、火災危険性の高い屋外イベント会場等の火災予防対策について、規定を整備するものです。

2 改正内容

(1) 消火器の準備について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の方が集まる催しにおいては、火災が発生した場合に初期消火が極めて重要であるため、火気器具等（※1）を使用する際に、消火器を設置することを義務付けます。

（※1）火気器具等とは、火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具をいいます。（以下、同じ。）

（例）プロパンガス、石油、炭、電気等を使用する こんろ や ストーブなど

(2) 指定催しの指定について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の方が集まる屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が定める要件（※2）に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として、消防局長が指定します。

なお、指定するときには、あらかじめ催しを主催する方の意見を聴き、指定した際には、催しを主催する方に通知し、公示します。

（※2）大規模なものとして消防局長が定める要件については、富山市内で開催されるイベント等の実情を勘案して告示で基準を定める予定です。

(3) 指定催しにおける防火管理について

前記（２）の指定催しを主催する方に対し、「防火担当者」を定め、その担当者に「火災予防上必要な業務に関する計画」(※3)を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行なわせることを義務付けます。また、開催する日の14日前までに、当該計画を消防機関に提出することを義務付けます。

(※3)「火災予防上必要な業務に関する計画」に定める主な内容は、次のとおりです。

- ・防火担当者等の選任、その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ・火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- ・火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等の火災予防上安全な配置に関すること。
- ・火気器具等に対する消火設備に関すること。
- ・火災が発生した場合における初期消火活動、通報連絡、及び避難誘導に関すること。
- ・その他火災予防上必要な業務に関すること。

(4) 露店等を開設する際の届出について

これまで、消防隊の通行その他の消防活動に支障を及ぼすおそれのある露店等(※4)を開設する場合に、その行為者に届出を義務付けていましたが、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の方が集まる催しにおいて、火気器具等を使用する場合にも、消防機関へ届け出ることを義務付けます。

(※4)露店等とは、露店、屋台その他これらに類する店を開設し、物品等を販売又は提供するものをいいます。(以下、同じ。)

(例)祭礼、縁日等における露店、各種団体等が主催する催しにおける模擬店、フリーマーケットにおける出店、移動店舗など

(5) 罰則について

前記（２）の指定催しを主催する方が、前記（３）の「火災予防上必要な業務に関する計画」を提出しなかった場合に罰則を設けることとします。また、その罰則については、計画を提出しなかった個人に罰金を科すほか、その会社、団体等にも罰金を科すこととします。(両罰規定(※5))

(※5)両罰規定とは、法人等の業務に関して、従業者が違法行為をした場合に、違法行為をした個人と事業主体である法人等の両方を罰する旨を定めた規定です。

3 参考資料（通知文等）

- 『屋外イベント会場等火災対策検討部会報告書（概要）』
- 『消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）』
平成25年12月27日付け消防予第492号
- 『火災予防条例（例）の一部改正について（消防庁次長通知）』
平成26年1月31日付け消防予第20号
- 『火災予防条例の一部を改正する条例（例）新旧対照表』
平成26年1月31日付け消防予第20号